



4月28日 土曜日

茨城新聞社

〒310-8686 水戸市笠原町978-25 電話(029)239-3001代 http://ibarakinews.jp 編集局 電話(029)239-3020 FAX(029)301-0362

# 霞ヶ浦導水訴訟 和解

## 東京 高裁 国と漁協 意見交換

霞ヶ浦導水事業で那珂川と酒沼周辺の生態系が破壊され漁業権が侵害されるとして、流域の県内4漁協と栃木県の漁連が国に那珂川取水口(水戸市)の建設差し止めを求めた訴訟の口頭弁論が27日、東京高裁であり、国による水質のモニタリング検査や両者の意見交換の場設置など和解案を最終確認し、和解が成立した。これにより、9年間の長期にわたる訴訟に終止符が打たれた。事業は2023年度完成を予定して進められる。

- ### 和解案項骨子
- ① 那珂川現場での本格運用までの間、意見交換の場を設置。国は漁協の意見を聞き、本格運用の方法を決める。年1回、原則7月に開催。別に申し入れがあれば1カ月以内に開催。意見聴取のための専門委員会も設置できる。
  - ② アユの仔魚(しぎよ)保護などを念頭に、本格運用までの間、毎年10月～翌年1月の毎日午後6時～翌日午前8時の14時間は那珂川からの取水を行わない。
  - ③ 国は一定期間、霞ヶ浦から那珂川への少量の試験送水を行い、モニタリングを実施。水質は結果シモへの影響を調査する。国は結果シモへの踏まえ、漁業、特にヤマトシへの被害を与えない方法を検討する。

和解案項は、那珂川現場同市の本格運用までを前提とし、霞ヶ浦から那珂川への試験送水で国が水質などをモニタリングし漁業被害を与えない方法を検討し、本格運用の方法について国と漁協が意見交換の場を設ける。ふ化したばかりのアユの吸い込み防止策として毎年10月～翌年1月の夜間の

取り水を停止 などが盛り込まれた。 控訴審で漁協側は、国が示す10、11月の夜間取水停止では不十分と主張し、霞ヶ浦から那珂川への送水については、酒沼のヤマトシジミにカビ臭が移る恐れがあるなどと訴えた。国はカビ臭物質は海水などで希釈されると主張してきた。

この日、満席となった傍聴席(42席)で漁協、国側双方の関係者が見守る中、都築政則裁判長が案項を讀み上げ、和解成立を告げた。都築裁判長は続けて「和解は漁協の主張立証を反映し

し、和解で10月から翌年1月までの4カ月間に拡大される訴訟は和解によって終結した。一部、国が譲歩する形で漁業被害防止対策が和解案項に盛り込まれた。国を相手にここまで闘えるの費用はかさむ。 最高裁まで行って負けたら何も残らない。漁師らの声が本音だとすれば、漁協側は大きな成果を得た。

控訴審で漁協側は、国がアユの吸い込み防止策として示した毎年10、11月の夜間取水停止を不十分と主張したもので、訴訟の重要な成果と声明。那珂川漁協城里町)の添田規矩組合長は「これからは本場の協議の場、自然を守るため努力していく」と力強く語り、

大井川和彦知事の話。今回の和解成立は、国・漁協の間で相互に理解が深められたことによるものであり、大変意義があるものと考えている。県としては今後、関係者の理解の下、事業が円滑に進められることを期待している。

は終着点ではなく出発点。意見交換で納得いく結論を導き、双方に有益なものになることを希望する」と述べた。

協側の弁護士長、谷秋陽一弁護士は「取水停止期間を国の計画より2カ月長くしたこと、モニタリング検査を国の費用で実施すること、漁協関係者の方々へ丁寧に対応するとともに、水質浄

化や広域に及ぶ水利用などを図るために重要な霞ヶ浦導水事業の推進に努める」とした。

控訴審で今年1月、高裁が和解勧告したことから和解協議がスタート。高裁が3月30日、和解案を示し、漁協、国側双方が受け入れ回答期限の4月25日までに高裁へ了承を伝えた。意見交換の場は7月に開かれる

見込み。 円滑な事業推進期待

## 国が譲歩、漁業被害防止へ

今回、高裁主導で両者の意見交換の場一設置が盛り込まれたのは画期的だろう。国は漁協の意見を聞きながら本格運用の準備を進めることが求められ、漁協はより効果的な被害防止のルール・仕組みを国と作る

場を確保できた。強行により地元とのあつれきを生んだ大型公共事業が各地であった中、良い例になるよう期待したい。 建設事業着手から34年が経過する中、和解によって

1900億円のうち既に約8割が投入され、資材や人件費の高騰という情勢を踏まえれば、事業費が膨らむ可能性も否定できない。 霞ヶ浦や、ラムサール条約に登録された酒沼を含む

霞ヶ浦導水事業 月までの4カ月間に拡大される訴訟は和解によって終結した。一部、国が譲歩する形で漁業被害防止対策が和解案項に盛り込まれた。国を相手にここまで闘えるの費用はかさむ。 最高裁まで行って負けたら何も残らない。漁師らの声が本音だとすれば、漁協側は大きな成果を得た。

控訴審で漁協側は、国がアユの吸い込み防止策として示した毎年10、11月の夜間取水停止を不十分と主張

たもので、訴訟の重要な成果と声明。那珂川漁協城里町)の添田規矩組合長は「これからは本場の協議の場、自然を守るため努力していく」と力強く語り、

大井川和彦知事の話。今回の和解成立は、国・漁協の間で相互に理解が深められたことによるものであり、大変意義があるものと考えている。県としては今後、関係者の理解の下、事業が円滑に進められることを期待している。

# 漁協側「まだ出発点」

## 霞ヶ浦導水訴訟和解

霞ヶ浦導水事業を巡る訴訟は27日、東京高裁で和解が成立した。生態系や漁業へ悪影響を与える恐れがあるとして、那珂川流域漁協が工事差し止めを求めた仮処分申請から丸10年。「長かった」「ここが出発点」。国が漁協側の意見を尊重する枠組みが整い、原告らは安堵の表情を見せた。



和解成立後に会見する那珂川漁協の添田規矩組合長(左から2人目)ら  
東京・霞ヶ浦の司法記者クラブ

## 対立10年、安堵の表情



42の傍聴席が満席となった東京高裁81号判決は、「この和解が双方にとって有益なものとなるよう希望する」。都築政則裁判長の言葉に、県内3漁協の組合長が最前列で耳を傾けた。長く続いた法廷闘争が終わり、閉廷後は互いに握手を交わした。

「清流を守りたい」。那珂川とともに生きる流域漁協の組合員らがいかに求めてきたのは、補償ではなく、豊かな自然環境を後世に残したい、という純粋な願いだった。

閉廷後に会見した那珂川漁協(城里町)の添田規矩組合長(75)は、今後はモニタリング調査の結果を踏まえ、毎年意見交換の場が設けられることから、「裁判所が言うようにまだ出発

点。国と協議しながら、那珂川の自然とアユの漁獲高日本一を保ってほしい」と先を見据えた。

霞ヶ浦の水でシジミにカド臭が付くことを懸念してきた大瀬沼漁協(茨城県)の坂本勉組合長(65)は「シジミ漁は若い世代が育ってきている」と強調。「後継者のためにも、国は調査結果とその情報開示についての確に対応してほしい」と注文した。

那珂川第一漁協(水戸市)の小林益三組合長(80)は「長かった。反対しようが(国)には、放っておかれ、苦しい時代もあった」と、言葉を詰まらせた。和解を「うれしくはない。ただ、これ以上裁判は続けられない」と、苦渋の選択だったことばにじませた。

1984年4月	建設事業着手
2007年9月	国が那珂川取水口建設面を通告
08年3月	漁協が取水口工事の差し止めを求めた仮処分申請
4月	国が取水口工事を開始
09年3月	取水口工事差し止め求め提起
8月	衆院選で民主党政権誕生
10月	事業凍結
12月	漁協側が仮処分申請取下げ
12年12月	衆院選で自公が政権奪回
14年8月	事業再開決定
15年7月	水戸地裁が請求棄却・協議控訴
18年1月	東京高裁が和解勧告
3月	東京高裁が和解案提示
4月	東京高裁で和解成立

## 自然を子孫に思い託す



君島恭一さん  
霞ヶ浦導水訴訟一審判決後の報告集会上に出席した君島恭一さん=2015年7月、水戸市三の丸、村田知宏撮影

弁護団長の谷秋陽一弁護士は、和解案を「漁業への影響を防ぎ、訴訟の目的を達成し得るもの」と評価。夜間取水停止期間の拡大などについて「漁協の主張を反映したものであり、重要な成果」と強調した。(日島大樹)

国が和解案を受け入れたことに、「最終的な決定権は譲らなかつたが、裁判所の説得もあり、他の条件はかなりのんでくれた。運用がどうあれ、何とか建設を進めたい考えなのだろう」と推察した。(日島大樹)

体調不良で緊急入院。ベッドに横たわり、か細い声で約1時間話した。息を引き取ったのは、それから4日後だった。

君島さんが同組合長に就いたのは2006年6月。しばらくして取水口工事着手の話が持ち上がった。取水口は、生まればかりのアユを吸い込む恐れがある。国は「実物大実験」の名目で取水口の建設工事を通告した。君島さんは強く反発。「実際に何かまずいことになっても、取水口をどうせ作らないだろう」と事業反対の署名を集め、那珂川流域の漁協で協議会を結成、共同を呼び掛けた。そして09年3月、提訴に踏

の君島恭一さん(城里町)。那珂川流域の漁協に共同を呼び掛け、長年、漁業者の不安を代弁し続けた。昨年9月、水戸市内の病院。君島さんは鼻に酸素チューブを通した状態で、見舞いの弁護士や漁協幹部らに告げた。「後は託した」。

影響がない仕組みをつくることできれば、君島さん(73)は君島さんの言葉が今も頭に残る。「とにかく事業を止めよう。協力してくれ」。

約30年にわたり仕事を共にしてきた那珂川漁協の山本栄子さんは「実直で苦労を惜しまない人だった」と評する。一審の水戸地裁で訴えが棄却された時も君島さんは「次だ」と、すぐに前を向いた。君島さんの妻、いさ子さん(85)は「那珂川のことには一生懸命な人だった」。漁業資源の確保に熱心で、サケの稚魚を育て、地元の子どもたちと一緒に放流していた。

提訴から9年。君島さんの死を経て、訴訟は最終した。口頭弁論後の記者会見で、弁護団長の谷秋陽一弁護士は語った。「那珂川に

霞ヶ浦と那珂川、利根川を地下トンネル(計約45・6キロ)で結び、水を行き来させる。霞ヶ浦の水質浄化、那珂川と利根川の濁水対策、本県と東京、埼玉、千葉の4都県への水道・工業用水の供給などが狙い。1984年に建設事業着手。総事業費は約1000億円。本県負担額は約851億円。計画変更を繰り返して、当初の完成予定は93年度だったが、現在2023年度、予算の約8割を消化したものの、工事の進捗(しんちょく)は約4割にとどまる。

影響がない仕組みをつくることできれば、君島さんの思いに報いることができる。那珂川第一漁協(水戸市)の小林益三組合長

(80)は「国との話し合いを続けながら、立派な那珂川にしていく」と話し、君島さんの遺志を受け継ぐことを誓った。

(小野寺晋平、日島大樹)

遠くから わざわざ尋ねてくる  
皮フ病漢方薬専門  
**日産薬局**  
常陸太田市栄町2474 TEL0294-72-0351  
毎週木曜日は定休です